

傍聴、請願・陳情など

傍聴

本会議や委員会は、一般に公開されています。
日程については、ホームページ等でご確認ください。

本会議 自由に傍聴することができます。(定員86人)

傍聴される方は、市役所東館8階の傍聴席入口で本会議傍聴申込書をご記入の上、お入りください。

イヤホンをご希望の方には、貸し出しております(イヤホン使用可の一般傍聴席6席)。

また、車いすでも傍聴できます。

手話通訳を希望される方は、傍聴希望日の5日前(閉庁日を除きます。)までにお申し込みください。

委員会 各委員長の許可の上、傍聴することができます。(定員10人)

傍聴を希望される方は、委員会開会日の午前8時30分から委員会開会時刻の15分前までの間に、議会事務局でお申し込みください。

※予算決算委員会・全体会については、本会議と同様の手続きとなります。

傍聴の際の注意事項

- ・私語や飲食など会議の妨害になることはしないでください。
- ・拍手など可否の表明はしないでください。
- ・写真の撮影、音声の録音はしないでください。
- ・携帯電話の電源はお切りください。
- ・帽子、コート、マフラーの類は着用しないでください。

(以下、新型コロナウイルス感染症対策)

- ・手洗い、マスク着用を含む咳エチケット等を徹底してください。
- ・各フロアに設置のアルコール消毒液をご利用ください。

※傍聴については、3密を避ける対策へのご協力をお願いします。



議員の寄附行為の禁止

議員は、選挙区内の人や団体にお金や物を贈ることは、時期や理由を問わず、特定の場合を除いて、法律で禁止されています。

また、有権者が議員に寄附を求めることも禁止されています。



お祭りや運動会への寄附、差し入れ



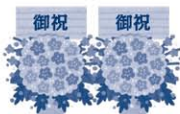
葬式、結婚式での代理出席者からの香典、祝金



町内会の集会や旅行への寸志、差し入れ



葬儀の花輪、病気見舞い、入学祝、卒業祝



落成式や開店祝いへの花輪



年賀状、暑中見舞い、お中元、お歳暮

富山市議会では、議員個人による弔電、祝電も廃止しております。ご理解の程、よろしくお願いたします。

請願・陳情(市政への要望・意見)

請願書(議員の紹介あり)・陳情書(議員の紹介なし)を提出される方は、次の要領でお出してください。

- ① 請願・陳情の趣旨を具体的に記載してください。
- ② 提出年月日、提出者の住所および氏名(法人の場合は名称と代表者名)を記載し、押印の上、議長宛てに提出してください。
- ③ 請願書の場合は、紹介議員の署名または記名押印が必要です。
- ④ 定例会開会日の正午までに提出されたものを、その定例会で審査・処理しています。

【お問い合わせ】 議会事務局 議事調査課
TEL 443-2158

※議員の連絡先は、ホームページでご覧いただけます。

請願(陳情)の書式例

〈表紙〉	〈本文〉
〇〇〇に関する請願書 (陳情書)	〇〇〇に関する請願 (陳情)
紹介議員 (陳情書には不要)	1:趣旨 2:理由 年月日 請願(陳情)者 住所 氏名 印
〇〇〇 印 (署名または記名押印)	(宛先) 富山市議会議員